

45. 昭和31年度文部省予算のうち「科学研究振興に必要な経費」の配分に関する基本方針等について

〔諮問〕

総科第685号

昭和31年2月16日

日本学術会議会長殿

内閣総理大臣

昭和31年度文部省予算のうち「科学研究振興に必要な経費」の配分に関する基本方針等について

昭和31年度文部省予算のうち「科学研究振興に必要な経費」の配分に関する基本方針について貴会議の意見を承りたい。

なお、あわせて右経費の配分審査に当る昭和31年度文部省学術奨励審議会科学研究費等分科審議会委員候補者を御推せん願いたい。右第85回科学技術行政協議会の議を得て日本学術会議法第4条の規定により貴会議に諮問する。

⑤

文大研第61号

昭31年1月21日

内閣官房長官

根本 龍太郎 殿

文部事務次官 田中 義男

日本学術会議に対する諮問について（依頼）

日本学術会議に対し、日本学術会議法第4条の規定に基づき、下記のとおり諮問していただきたいので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 昭和31年度文部省予算のうち、「科学研究振興に必要な経費」の配分に関する基本方針について御意見を承りたい。
2. 上記経費の配分審査に当る昭和31年度文部省学術奨励審議会科学研究費等分科審議会委員候補者を御推薦願いたい。

〔答申 1〕

庶登第 97 号
昭和 31 年 3 月 5 日

内閣総理大臣

鳩 山 一 郎 殿

日本学術会議会長

茅 誠 司

昭和 31 年度文部省予算のうち「科学研究振興に
必要な経費」の配分に関する基本方針等について
〔 昭和 31 年 2 月 16 日付総科第 685 号に対
する第 1 次答申 〕

標記のことについて諮問のあった事項のうち、第 2 項については、
別紙名簿のとおり推薦します。

なお、第 1 項については、目下当会議研究費委員会で検討中である
ので、その結論をまって当会議の意見を答申いたします。

注) 昭和 31 年度文部省科学研究費等分科審議会委員候補者名簿
は省略

[答申2]

庶発第219号
昭和31年4月24日

内閣総理大臣

鳩山一郎 殿

日本学術会議会長

茅 誠 司

昭和31年度文部省予算のうち「科学研究振興に
必要な経費」の配分に関する基本方針等について
〔昭和31年2月16日付総科第685号に対
する第2次答申〕

標記のことについて諮問のあった事項のうち、第1次答申の際保留しました第1項について、当会議第108回運営審議会の議を経て、下記のとおり答申いたします。

記

第1. 昭和31年度文部省予算のうち「科学研究振興に必要な経費」の配分に関する基本方針は、次のとおりとすること。

1. 研究費全般について

- (1) 研究費が有効に使われるよう重点的配分を行うこと。
- (2) 研究者の研究費に対する責任を明確ならしめるよう配分を行うこと。

2. 個々の研究費について

- (1) 総合研究は、特に総合的に研究することによって成果の期待できるものに限って採択し、採択課題数は330以内とすること。

放射線障害、放射性同位元素利用に関する総合研究は、放射線の測定、放射線の最大許容量、放射能汚染除去、その他放射線の生物に対する影響、放射能症の治療など放射線障害の排除、あるいは軽減を図ることを目的とする基礎的研究及び放射性同位元素を用いなければならない研究、あるいは放射性同位元素を用いることによって著しく進展する研究等を対象とすること。

(2) 機関研究は、若干保留金を残し、研究の進展に応じて必要の場合は研究費を追加増額して、成果を十分あげさせる道を講じること。

原子核物理学、原子核工学に関する研究は、荷電粒子加速装置、同位元素分離装置などのような原子核物理学の実験装置のうち現在建設中のものを完成させること、現在運転しているけれども老朽化したものを改造すること、わが国にまだ設置されていないようなものを新たに建設すること、原子核物理学あるいは放射線計測に関する各種の計測機器、またはその材料の試作あるいは研究、原子炉の構造および管理に関する研究、核燃料および原子炉材料に関する研究、その他放射線防ぎよ、放射性物質の取扱、放射性廃棄物の処理、高負荷熱伝達などに関する研究等、原子力開発研究に当って、大学が担当すべき基礎的研究を対象とすること。

(3) 各個研究は、研究成果をあげるに足る研究費を配分することとし、採択課題数は、1, 000程度とすること。

(4) 科学試験研究は、短期間に具体的成果のあがる見込のあるものに限って採択し、採択課題数は450程度とすること。

(5) 助成研究の採択課題数は1, 500程度とすること。

(6) 研究成果刊行費補助金及び私立大学研究基礎設備助成補助金については、別に文部省大学学術局長あて回答する。

(7) その他の研究費については、昭和30年度と同様の運用によること。

第2. 科学研究費交付金等の各部門への配分は、次のとおりとすること。

1. 科学研究費交付金のうち総合研究並びに各個研究の各部配分額。

(単位千円)

部	総合研究	各個研究	計
部にまたがるもの	14,110	0	14,110
1	30,500	16,240	46,740
2	5,840	2,340	8,180
3	9,160	4,550	13,710
4	35,290	22,320	57,610
5	26,270	40,110	66,380
6	17,090	21,500	38,590
7	39,840	32,780	72,620
放射線関係	30,000	0	30,000
その他	900	160	1,060
計	209,000	140,000	349,000

緊急な研究に対する保留 1,000千円

2. 科学研究費交付金のうち、機関研究の配分額

(単位千円)

一般	220,000
核物理学、核工学	100,000
計	320,000

保留 6,000千円

3. 科学試験研究費補助金の各部門配分額

(単位千円)

部 門	比 率	配 分 金 額
1 工 学	55.5	69,500
2 農 学	17.5	21,800
3 医 学	27.0	33,700
小 計	100.0	125,000
4 社会科学		13,000
計		138,000

4. 科学研究費助成補助金の各部配分額

(単位千円)

部	配 分 金 額
1	5,160
2	800
3	1,920
4	8,160
5	7,280
6	7,480
7	8,840
そ の 他	360
計	40,000

庶発第 2 2 8 号

昭和 3 1 年 4 月 2 7 日

文部省大学学術局長

稲 田 清 助 殿

日本学術会議会議事務局長

本 田 弘 人

昭和 3 1 年度文部省予算のうち「科学研究振興に
必要な経費」の配分に関する基本方針等について
（「私立大学研究基礎設備助成補助金」に関する
補足回答）

標記のことについては、4月24日付庶発第219号で本会議会
長から内閣総理大臣あて答申いたしました。そのうち、別に回答
することになっている第1項第6号のうちの「私立大学研究基礎設
備助成補助金」について、本会議の意見を下記のとおり回答します。

なお、このことについては、本会議第35委員会で審議し、第
108回運営審議会の議を経ていることを申し添えます。

記

私立大学研究基礎設備助成補助金の配分については、その申請状
況が前年度と大差ない限り、前年度と同じ方針によって配分を行う
ことを適当と認める。

なお、科学研究費の重点配分の主旨に基き、逐次補助すべき額の
最低基準を高める場合には、特殊事情を考慮して例外を認めること
が適当であると考えます。